

光産業創成大学院大学奨学金給付規程

目次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (資格)
- 第3条 (奨学金の給付期間および給付方法)
- 第4条 (奨学金の給付金額)
- 第5条 (募集)
- 第6条 (申請)
- 第7条 (選考及び採用)
- 第8条 (採用手続き)
- 第9条 (異動届)
- 第10条 (奨学金の停止)
- 第11条 (奨学金の復活)
- 第12条 (資格の喪失)
- 第13条 (奨学金の辞退)
- 第14条 (奨学生の指導)
- 第15条 (報告)
- 第16条 (奨学金の返還)
- 第17条 (事務)
- 第18条 (規程の改廃)
- 第19条 (雑則)

(趣旨)

第1条 この規程は、光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）に在籍する者に奨学金を給付し、経済的支援を行うことにより、修学に専念できる環境の整備を図ることを目的とし、奨学金の給付について必要な事項を定める。この奨学金は本学の設立準備財団解散時清算金及び学校法人から捻出した資金を運用した利息を原資としている。

(資格)

第2条 奨学生は、原則として次の各号の条件を満たしている者とする。

- (1) 本学に在籍する者
- (2) 人物が、本学学生としてふさわしく、建学の理念に基づいた研究実践活動を行っている者
- (3) 入学料、授業料を自ら納めている者
- (4) 授業料の滞納がない者

(奨学金の給付期間および給付方法)

第3条 奨学金を給付する期間は1年とし、7月に一括給付するものとする。

(奨学金の給付金額)

第4条 奨学金は75万円を上限とし、別に定める基準に基づき決定した額とする。

(募集)

第5条 奨学生の募集は、原則として毎年度6月に行うこととする。

(申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類に必要事項を記入の上、学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書（別記様式1）
- (2) 指導教員の推薦書（別記様式2）
- (3) 市区町村長が発行する所得証明書
- (4) その他必要な書類

(選考及び採用)

第7条 奨学生の採用は、研究科教授会の議を経て学長が決定する。

2 奨学生の採用の選考基準は別に定める。

(採用手続き)

第8条 奨学生に採用された者は、所定の期日までに次の各号に掲げる所定の書類を本学事務局に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記様式3)

(2) 奨学金振込口座届(別記様式4)

2 前項に規定する書類を所定の期日までに提出しなかった者は、受給の権利を放棄したものとみなす。

(異動届)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届けなければならない。

(1) 休学、復学、転学、または退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が休学したときは、その期間の奨学金の給付を停止し、返還させるものとする。

(奨学金の復活)

第11条 前条により奨学金の給付が停止された者において、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(資格の喪失)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学生の資格を失うものとする。

(1) 停学、退学若しくは除籍となったとき

(2) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(3) 前条に規定する給付再開の手続きを行わなかったとき

(4) 申請時または採用手続き時の提出書類に記載すべき事項を故意に記入しなかったこと、または虚偽の記載をしたこと等により奨学生となったことが判明したとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および研究実践活動に適切な指導を行うものとする。

(報告)

第15条 奨学生は、給付期間終了後1ヶ月以内に状況報告書(別記様式5)を本学に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第16条 奨学生が、第12条の各号のいずれかに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合、本学は給付した奨学金の総額について返還を求めるものとする。

2 前条の規定を履行しない者で、本学からの勧告に従わない場合、本学は給付した奨学金の総額について返還を求めるものとする。

(事務)

第17条 この奨学金に関する事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるものの他、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成26年2月13日から施行する。

3 この規定は、平成29年7月13日から施行する。

4 この規程は、令和2年6月11日から施行する。ただし、平成30年7月12日に遡って適用する。

5 この規程は、令和4年5月12日から施行する。

別紙様式1 奨学金給付申請書

別記様式2 指導教員の推薦書

別記様式3 誓約書

別記様式 4 奨学金振込口座届

別記様式 5 状況報告書